

●香川県告示第27号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 昭和55年香川県告示第838号（海岸保全区域及び海岸管理者の指定）は、廃止する。

令和元年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	引田漁港	引田漁港海 岸	<p>1 指定場所 東かがわ市引田地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、補助点1から基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 東かがわ市引田2741番23地先の標杭 基点2 基点1から173度34分、172.3メートルの地点 基点3 基点2から167度43分、19.7メートルの地点 基点4 基点3から155度51分、50.1メートルの地点 基点5 基点4から141度49分、45.3メートルの地点 基点6 基点5から149度15分、112.6メートルの地点 基点7 基点6から142度47分、39.0メートルの地点 基点8 基点7から134度07分、294.2メートルの地点 基点9 基点8から122度08分、58.8メートルの地点 基点10 基点9から38度14分、18.8メートルの地点 基点11 基点10から79度48分、21.4メートルの地点 基点12 基点11から111度14分、164.6メートルの地点 基点13 基点12から151度08分、44.7メートルの地点 基点14 基点13から94度16分、57.5メートルの地点 基点15 基点14から184度56分、5.0メートルの地点 基点16 基点15から195度16分、2.6メートルの地点 基点17 基点16から213度11分、36.4メートルの地点 基点18 基点17から120度47分、12.7メートルの地点 基点19 基点18から31度27分、11.2メートルの地点 基点20 基点19から119度33分、23.8メートルの地点 基点21 基点20から207度45分、58.9メートルの地点 基点22 基点21から217度24分、35.8メートルの地点 補助点1 基点1から108度53分、25.8メートルの地点</p>

		補助点2	基点1から104度49分、120.6メートルの地点
		補助点3	基点5から72度59分、72.5メートルの地点
		補助点4	基点7から89度46分、110.0メートルの地点
		補助点5	基点12から343度18分、55.8メートルの地点
		補助点6	基点12から26度18分、112.0メートルの地点
		補助点7	基点12から39度56分、130.3メートルの地点
		補助点8	基点14から24度20分、120.0メートルの地点
		補助点9	基点14から66度24分、47.2メートルの地点
		補助点10	基点14から89度37分、78.5メートルの地点
		補助点11	基点21から132度59分、34.8メートルの地点
		補助点12	基点22から135度07分、33.6メートルの地点